

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たるときは、
翌日)

目 次

- ◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令
許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を
改正する訓令
現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改
正する訓令
現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程
の一部を改正する訓令
- ◇告 示 土地改良事業の認可(十一件)
土地改良事業の事業計画の変更の認可(四件)
鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程
- ◇企業管理規程
- ◇企業訓令 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令
- ◇公 告 鳥取県の職員の給与等の状況の公表

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を
次のように改正する。

別表九の二の項を削る。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓令を
次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令の一部を改正する訓
令

許認可等申請文書の標準処理期限を定める訓令(昭和五十二年二月鳥取
県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

別表土地対策課の項中「土地対策課」を「企画課」に改める。

別表厚生援護課の項を次のように改める。

	四	鳥取県立福原荘の利用の許可	鳥取県立社 会福祉施設 の設置及び 管理に關す る条例	〃	〃	〃	〃	〃
五	鳥取県立岩井長者寮及び鳥取県立福原荘における使用料の減免の決定	〃	七	〃	七	〃	〃	〃
六	鳥取県立福原荘の使用料の徴収猶予の決定	鳥取県立福 原荘管理規 則	五	〃	五	〃	〃	〃
七	鳥取県立福原荘の身元引受人の変更の承認	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八	特例許可外老人病院の非適用の承認	老人保健法 の規定によ る医療に要 する費用の 額を算定し 關する基準 に基き、特 例許可、外 老人病院等 を定める件	〃	〃	〃	〃	〃	〃

別表県民生活課の項を削る。

別表労政訓練課の項中「職業訓練法」を「職業能力開発促進法」に、「職業訓練法施行規則」を「職業能力開発促進法施行規則」に改める。

別表農政課の項第三号から第七号までを削る。

別表農地経済課の項第十八号中「農作物共済の地域基準共済掛金率」を「農作物等危険段階基準共済掛金率」に改め、同項第二十号中「農業共済組合」の下に「又は市町村」を加え、同項第二十六号中「鳥取県開拓審議会」を「鳥取県農業会議」に改め、同項第三十三号を削る。
別表農畜園芸課の項に次の五号を加える。

七日に關係
先との協議
に要する日
数を加えた
日数

七日に關係
先との協議
に要する日
数を加えた
日数

關係先との協議
を要する。

九	地方卸売市場の開設又は廃止の許可		
八	地方卸売市場における卸売の業務の許可		
七	地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務に係る営業の譲渡し及び譲受けの認可	鳥取県地方卸売市場法	一五
六	地方卸売市場の開設者又は卸売業者の合併の認可		
五	地方卸売市場の開設又は地方卸売市場における卸売の業務の相続の認可		

別表畜産課の項第五号中

養ほう振興法
鳥取県みつばち転飼条

一九日に関係機関の諮問を要する日数を加えた日数を

八

一日に關係機関の諮問を要する日数を加えた日数を

鳥取県農業会議の答申を要する。

を
養ほう振興法

一九

八

一

一

”

に改め、同項第二十号中

”

”

”

”

を

一二日に關係機関の諮問を要する日数を加えた日数を

”

七日に關係機関との協議に要する日数を加えた日数

農林水産省畜産局長との協議を要する。

に改め、同項第二十一号中

三

”

を

三

七

に改め、同項第二十六号

中

”

”

”

”

を

一二日に關係機関との協議に要する日数を加えた日数を

”

七日に關係機関との協議に要する日数を加えた日数

”

農林水産省畜産局長との協議を要する。

に改める。

別表建築課の項第八号中「二級建築士」の下に「若しくは木造建築士」を加える。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

別表種畜場の項及び繭検定所の項を削り、同表土木事務所の項中「出張所」を「土木事務所」に改める。

病虫害防除所	
防除所の職員のうち常時 現地で業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴
二四八 二二六 一三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり

別表蚕業試験場の項を削り、同表農業大学校の項の次に次のように加える。

園 芸 試 験 場	
一 試験場の職員(総務課の職員を除く。)のうち常時現地で蚕業に関する業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴
二 試験場の職員(総務課の職員を除く。)のうち常時現地で野菜園芸、花き園芸又は生物工学に関する業務に従事する職員	作業服(上衣) 作業服(ズボン) 雨合羽(上衣、ズボン及び頭巾) 白衣 ゴム製半長靴
二四八 二二六 一三六	図一のうちの上衣のとおり 図一のうちのスボンのとおり

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第三百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大原千町土地改良区が行う土地改良事業(水田作総合改善営農条件整備事業大原地区区画整理)を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、中浜地区土地改良区が行う土地改良事業(地区再編農業構造改善事業三軒屋地区区画整理)を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県告示第三百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町農業協同組合が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業玉銚地区暗きよ排水）を昭和六十一年三月二十九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）栗尾地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十七号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、北条町が行う土地改良事業（地区再編農業構造改善事業曲地区農用地造成）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業芝森岡地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、国府町が行う土地改良事業（農林業地域改善対策事業山ノ鼻地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、用瀬町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業別府地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業金屋谷地区農道整備）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）清水・橋地区区画整理）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村地域定住促進対策事業本宮地区農業用排水と農道整備を一体としたもの）を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業久住地の規定に基づき、日野町が行う土地改良事業（団体営は場整備事業久住地

区は場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大栄町が行う土地改良事業(団体営農道整備事業上野地区農道整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、溝口町が行う土地改良事業(団体営は場整備事業福岡地区は場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十八日

認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、岩美町が行う土地改良事業(団体営は場整備事業浦富地区は場整備)に係る土地改良事業計画の変更を昭和六十一年三月二十九日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第十一項の規定により告示する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

企業管理規程

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程をここに公布する。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業管理規程第一号

鳥取県企業局組織規程の一部を改正する企業管理規程

鳥取県企業局組織規程(昭和三十八年五月鳥取県企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取県新幡郷発電所調査事務所」を「鳥取県新幡郷発電所建設事務所」に改める。

附 則

この企業管理規程は、昭和六十一年四月一日から施行する。

企 業 訓 令

鳥取県企業訓令第一号

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和六十一年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令

(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表中「新幡郷発電所調査事務所長」を「新幡郷発電所建設事務所長」

に、

鳥取県新幡郷
発電所調査事
務所長印

を

鳥取県新幡郷
発電所建設事
務所長印

に改める。

(鳥取県企業局職員勤務評定規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局職員勤務評定規程(昭和五十二年三月鳥取県企業訓令第四号)の一部を次のように改正する。

別表中「新幡郷発電所調査事務所」を「新幡郷発電所建設事務所」に改める。

(鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程の一部改正)

第三条 鳥取県新幡郷発電所調査事務所処務規程(昭和五十九年三月鳥取県企業訓令第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥取県新幡郷発電所建設事務所処務規程

第一条中「鳥取県新幡郷発電所調査事務所」を「鳥取県新幡郷発電所建設事務所」に改める。

附 則

この訓令は、昭和六十一年四月一日から施行する。

公 告

鳥取県の職員給与等の状況を次のとおり公表する。

昭和61年3月31日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の職員の給与等について

1 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (昭和60年3月31日現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B)/(A) (全国平均)	(参考) 昭和58年度 の person 費率
昭和59年度	618,143人	254,816,728千円	649,381千円	73,349,650千円	28.8% (37.6)	29.5%

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

2 職員給与費の状況 (普通会計予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B)/(A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
昭和60年度	11,296人	35,764,783千円	6,681,302千円	14,943,370千円	57,389,455千円	5,081千円

(注) 1 職員手当に退職手当は含まない。

2 給与費は、12月補正後の予算に計上された額である。

3 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (昭和60年4月1日現在)

区 分	一 般 行 政 職			警 察 職			小・中学校教育職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
鳥取県	239,230円	280,615円	40歳1月	225,030円	294,590円	35歳7月	261,673円	299,531円	40歳5月
国	219,097円	/	39.8歳	218,633円	/	38.4歳	256,176円	/	39.4歳

区 分	高等学校教育職			現 業 職		
	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢	平均給料 月 額	平均給与 月 額	平均年齢
鳥取県	294,697円	338,067円	43歳9月	242,781円	273,391円	42歳10月
国	264,520円	/	39.8歳	198,533円	/	47.4歳

4 職員の初任給の状況（昭和60年4月1日現在）

区 分		鳥 取 県		国	
		決定初任給	採用2年経過日給料額	初 任 給	採用2年経過日給料額
一 般 行 政 職	大学卒	107,500円	118,800円	107,500円	118,800円
	高校卒	90,700円	96,600円	90,700円	96,600円
警 察 職	大学卒	118,500円	137,200円	118,500円	130,400円
	高校卒	101,700円	114,300円	101,700円	114,300円
小 学 中 学 教 育 職	大学卒	119,600円	133,400円	119,600円	133,400円
	高校卒	96,000円	103,400円	96,000円	103,400円
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	119,600円	133,400円	119,600円	133,400円
	高校卒	96,000円	103,400円	96,000円	103,400円

5 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（昭和60年4月1日現在）

区 分		経験年数		
		10 年	15 年	20 年
一 般 行 政 職	大学卒	179,356円	235,150円	280,102円
	高校卒	150,886円	181,560円	235,157円
警 察 職	大学卒	202,165円	240,833円	307,900円
	高校卒	169,110円	214,815円	254,700円
小 学 中 学 教 育 職	大学卒	198,645円	250,022円	295,870円
	高校卒	—	—	—
高 等 学 校 教 育 職	大学卒	212,065円	247,143円	298,849円
	高校卒	—	193,960円	242,008円
現 業 職	大学卒	184,454円	—	—
	高校卒	140,090円	174,143円	221,238円

6 一般行政職の等級別職員数の状況 (昭和60年4月1日現在)

区 分	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	計	
標準的な職務内容	本庁の部長、局長、博物館長	本庁の次長、委員、局長、地方農林振興局長	本庁の課長、出先機関の長	本庁の課長補佐、出先機関の課長、困難業務係長	係長、主任、特に高度の知識を有する主事、技師、保母	高度の知識を有する主事、技師、保母	相当高度の知識を有する主事、技師、保母	主事、技師、保母		
職員数	9人	28人	273人	1,517人	200人	340人	483人	248人	3,098人	
構成比	0.3%	0.9%	8.8%	49.0%	6.4%	11.0%	15.6%	8.0%	100%	
参 考	1年前の構成比	0.3%	0.9%	9.0%	49.6%	6.3%	11.3%	15.0%	7.6%	100%
	5年前の構成比	0.3%	0.7%	8.1%	53.1%	7.0%	9.8%	13.8%	7.2%	100%

(注) 1 鳥取県の職員の給与に関する条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

7 昇給期間短縮の状況

区 分		全職種	一般行政職	警察職	小・中学校教育職	高等学校教育職	現業職
昭和59年度	職員数 (A)	11,597人	3,124人	1,101人	3,729人	1,593人	673人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	2,542人	730人	275人	795人	310人	145人
	比率 (B)/(A)	21.9%	23.4%	25.0	21.3%	19.5%	21.5%
昭和58年度	職員数 (A)	11,482人	3,056人	1,062人	3,745人	1,563人	681人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 (B)	2,621人	740人	280人	830人	318人	155人
	比率 (B)/(A)	22.8%	24.2%	26.4%	22.2%	20.3%	22.8%

8 職員手当の状況

区 分	鳥 取 県			国		
期末手当	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
(昭和59年度 支給割合)	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分

退職手当 (支給率)	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年 21.0月分	28.875月分	勤続20年 21.0月分	28.875月分
	勤続25年 28.375月分	44.55月分	勤続25年 28.375月分	44.55月分
	勤続35年 48.125月分	63.525月分	勤続35年 48.125月分	62.7月分
	最高限度額 60.0月分	63.525月分	最高限度額 60.0月分	62.7月分
	1人当たり 平均支給額	2,796千円 22,100千円		
	その他の加算措置	制度なし	定年前早期退職特例措 置 (2%~20%加算)	
退職時	10年以上20年未満勤続 1号給	退職時	1号俵	
特別昇給	20年以上勤続 2号給	特別昇給		

(注) 1 期末・勤奨手当については、昭和60年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。
 2 退職手当1人当たり平均支給額は、昭和59年度に退職した行政職に係る職員に支給された平均額である。

講 整 手 当 (昭和60年4月 1日現在)	支 給 対 象 地 域	特別区大阪府	北九州市
	支 給 率	9%	6%
	支 給 対 象 職 員 数	22人	1人
	国 の 制 度 (支 給 率)	9%	6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(昭和59年度決算)	288,905円	

特殊勤務手当 (昭和59年度)	区 分	全 職 種	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	40.6%	
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	69,102円	
	手 当 の 種 類 (手 当 数)	75	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護手当、教育業務連絡指導手当、医療従事手当、公立学校特殊業務手当、病院業務手当	
	多くの職員に支給されている手当	公立学校特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、病院業務手当、夜間特殊業務手当、夜間看護手当	
時間外勤務手当	昭 和 5 9 年 度	支 給 総 額	955,850千円
		職員1人当たり支給年額	82千円
	昭 和 5 8 年 度	支 給 総 額	950,956千円
		職員1人当たり支給年額	83千円

(昭和60年4月1日現在)

区 分	支 給 対 象 職 員	支 給 額 (月 額)	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	配偶者 13,200円	同じ
		配偶者以外の扶養親族のうち2人 4,200円	
		配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 8,900円	
		その他の者 1,000円	
住居手当	住宅を借り受け、月額 9,000円を超える家賃を支払っている職員又は自宅に居住する世帯主である職員	借家・借間居住者 家賃の額に応じ、最高14,700円まで支給	同じ
		自宅居住者 新築購入から5年間は2,500円それ以降は1,000円	
通勤手当	交通機関等を利用し又は自転車等を使用して通勤する職員	交通機関等利用者 運賃等に応じ、最高21,700円まで支給 自転車等使用者 通勤距離に応じ、2,000円～ 8,700円を支給	同じ

9 特別職の報酬等の状況(昭和60年4月1日現在)

区 分	給料・報酬月額	期末手当(昭和59年度支給割合)	
知 事	870,000円	6 月期	1.4月分
副 知 事	670,000円	12月期	1.9月分
出 納 長	570,000円	3 月期	0.5月分
		計	3.8月分
議 長	640,000円	6 月期	1.4月分
副 議 長	550,000円	12月期	1.9月分
議 長	510,000円	3 月期	0.5月分
		計	3.8月分

(注) 期末手当については、昭和60年度6月期、12月期及び3月期支給分も同じ割合である。

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】